

お客様各位

株式会社 千葉銀行

提携銀行を介した外国送金を行うお客さまへ

提携銀行を介した外国送金をお申込みされる際は、以下の事項についてご確認ください。

1. 当該外国送金は、外貨交換業務の委託先である三井住友銀行（以下、「提携銀行」といいます。）が送金可否の判断を行うため、送金依頼受付後に送金を謝絶する可能性がございます。
2. 当行より、送金目的を確認できる書面（インボイス、請求書等）の提示及び写しの提出をご依頼することがございます。また、金額・送金目的に応じて、別途確認書類の提出が必要になる場合がございます。
3. 提携銀行が、受取人に対して各種書類の提出を求めるご用意や実需等の確認を行う場合がございます。その際の連絡は、外国送金依頼書に記入された受取人連絡先に対して行います。
4. 当該外国送金では、受付日もしくは翌営業日以降の送金実施日に送金代わり金及び送金手数料、送金人負担の場合はコルレスチャージをお客さまの預金口座から引落します。その際に、適用する為替相場は送金実施日に提携銀行が定める為替相場に当行所定の為替手数料を加えたものとなります。ただし、当行の都合により送金代わり金等の引落日及び為替相場適用日は変更となる可能性がございます。
5. 下記の事由に該当する場合は送金ができません。また、これにより当行に損害が生じた場合には、その損害をお客さまにご負担いただきます。
 - ①提携銀行が受取人と連絡が取れない場合。
 - ②送金代わり金及び各手数料引落しの際に指定預金口座の預金残高が不足している場合。
6. 送金依頼を取消す場合は、送金契約成立の如何にかかわらず、送金取消手数料、取消に係る費用及び取消により当行に生じた損害はお客様にご負担いただきます。
7. 当該外国送金の取消依頼後、受取人が送金資金を受領済で返却に応じない等の場合には、送金資金の返却が受けられないことがございます。
8. 当該外国送金は、送金国当局及び受取人の対応・送金国の規制、情勢の変化や市場の休場・通貨の流動性の問題等によって、取扱の停止や取扱方法の変更、送金の遅延や資金の返却の可能性がございます。送金資金が返却された場合、送金依頼時の円貨額を下回ることがあり、返却にあたって別途手数料が生じた場合には、お客様にご負担いただきます。

以上